

福岡県公報

令和 2 年 12 月 18 日
第 161 号

目 次

告 示 (第 946 号 - 第 957 号)

- 道路の占用の制限 (道路維持課) …………… 1
- 地方税法又は福岡県税条例に定める申告・納付等の期限の延長に関する告示において別に告示で定める日 (税 務 課) …………… 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 3
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) …………… 4
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (市町村支援課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (健康増進課) …………… 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 5
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6

公 告

- 意見募集の結果の公示 (水産振興課) …………… 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- 一級建築士事務所の監督処分について (建築指導課) …………… 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 8

告 示

福岡県告示第 946 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 37 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 18 日

福岡県知事 小 川 洋

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
飯塚	一般国道	322号	嘉麻市大隈町6番2先から 嘉麻市大隈町13番4先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱 (占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 3 年 1 月 1 日

福岡県告示第947号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第14条第1項の規定に基づき、災害に伴う県税の期限の延長（令和2年8月福岡県告示第643号の2）において別に告示で定めることとされている期日は、その納期限等が令和2年7月4日から令和3年1月31日までの間に到来するものについて、令和3年2月1日とする。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第948号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字川内1284の1、1286の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第949号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字津野字平1804、1836
- 指定の目的
水源の^{かん}滴養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平1804・1836（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第950号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成10年8月12日農林水産省告示第1198号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第951号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成9年6月27日農林水産省告示第1036号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第952号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年2月20日農林水産省告示第271号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第953号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	188	八幡西交通安全協会 会長 山路 泰弘	北九州市八幡西区東王子町2番1号	令和2年11月1日
旧		八幡西交通安全協会 会長 菊竹 史郎		

福岡県告示第954号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
56	大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号 一富士フードサービス株式会社	福岡市西区大字千里111の1	令和2年10月31日
		糟屋郡篠栗町大字金出3350の2 福岡県立社会教育総合センター内	

福岡県告示第955号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
534	朝倉市中原167-1 レジデンス絆103号 竹田理恵	朝倉市甘木2014-1 福岡県朝倉総合庁舎内 売店	令和2年10月30日

福岡県告示第956号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	上高橋善導寺停車場線	前	久留米市善導寺町飯田827番2先から 久留米市善導寺町飯田904番5先まで	7.6 ～ 9.4	189.8
			後	久留米市善導寺町飯田827番2先から 久留米市善導寺町飯田904番5先まで	7.6 ～ 9.4	189.8
			後	久留米市善導寺町飯田827番2先から 久留米市善導寺町飯田904番5先まで	8.5 ～ 16.2	200.0

福岡県告示第957号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	上高橋善導寺停車場線	久留米市善導寺町飯田827番2先から 久留米市善導寺町飯田904番5先まで

公 告

公告

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和2年12月18日から令和3年1月18日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県企画・地域振興都市町村支援課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩芥屋字芥屋1263番2及び1263番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市前原駅南一丁目6番11号-102

山中 賢一

公告

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和2年12月18日から令和3年1月18日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室に備え置きます。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
築上郡吉富町土地改良区	令和2年12月7日

公告

伊方土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
倉石 秀美	田川郡福智町伊方4277番地
高津 康則	田川郡福智町伊方1027番地
朝部 英喜	田川郡福智町伊方1998番地
原田 武則	田川郡福智町伊方1904番地3
長尾 學禧	田川郡福智町伊方975番地
勝木 勉	田川郡福智町弁城2236番地2
高津 寛	田川郡福智町伊方539番地1

仲村 孝憲	田川郡福智町伊方4213番地 2
松島 司	田川郡福智町伊方1250番地 2
朝部 睦輝	田川郡福智町伊方2193番地
朝部 巖	田川郡福智町伊方1944番地 1
仲村 運	田川郡福智町伊方2234番地 2

2 退任監事

氏名	住所
鈴木 周作	田川郡福智町伊方4233番地 1

3 就任理事

氏名	住所
倉石 秀美	田川郡福智町伊方4277番地
朝部 巖	田川郡福智町伊方1944番地 1
原田 武則	田川郡福智町伊方1904番地 3
長尾 學禧	田川郡福智町伊方975番地
松村 昌男	田川郡福智町伊方910番地
高津 康則	田川郡福智町伊方1191番地 1
高津 寛	田川郡福智町伊方539番地 1
仲村 孝憲	田川郡福智町伊方4213番地 2

朝部 英喜	田川郡福智町伊方1998番地
朝部 睦輝	田川郡福智町伊方2193番地
仲村 運	田川郡福智町伊方2234番地 2
久富 憲英	田川郡福智町伊方4074番地 1

4 就任監事

氏名	住所
鈴木 周作	田川郡福智町伊方4233番地 1
高津 隆晴	田川郡福智町伊方1160 番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 2 年 12 月 18 日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市河東字岩ヶ鼻1115番 1 及び1116番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区今宿町192番地 3
松本 正人

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 2 年 12 月 18 日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字吉木2338番3、2458番35、2463番3及び2463番6から2463番16まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区古門戸町5番1号
株式会社C&C
代表取締役 行武 忠孝

公告

福岡県特定水産資源の採捕の停止に関する規則案について、令和2年9月18日から令和2年10月17日までの間、ご意見を募集しました。

その結果、提出されたご意見はありませんでしたので、文章の一部を整理し、令和2年12月1日に公布しました。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

農林水産部水産局水産振興課漁船漁業係

電話：092-643-3561

メールアドレス：suisan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡みやこ町勝山黒田字深沼589番1、599番1、599番2、606番1、609番、610番及び611番1並びにこれらの区域の水路である町有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

行橋市大字中津熊328番地12

株式会社清翔産業 代表取締役 松蔭 忠和

京都郡苅田町大字稲光1333番地1

株式会社みらい 代表取締役 松蔭 亀男

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項の規定に基づき、建築士事務所の登録を取り消したので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により公告する。

令和2年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日
令和2年12月2日
- 2 処分を受けた建築士事務所の名称等

名 称	所 在 地	開 設 者	登 録 番 号 等
株式会社A S H 一級建築士事務所	福岡市南区警弥郷 1-10-10	株式会社A S H (代表者：木下博人)	一級建築士事務所 福岡県知事登録 第1-61197号

- 3 処分の内容
建築士事務所の登録取消し
- 4 処分の原因となった事実
株式会社A S H一級建築士事務所の開設者である株式会社A S Hの代表取締役木下博人は、各偽造有印公文書行使罪により令和2年7月11日に懲役1年6月の刑が確定し、建築士法第7条第2号に該当するに至った。このことは、同法第26条第1項第2号に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年12月18日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市薦野字鳥居前1857番1、1858番1及び1859番1並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区草香江二丁目7番1号

株式会社アスト

代表取締役 岩永 政浩